

(別紙1)

令和6年度災害文化創造・実装コーディネート業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和6年度 災害文化創造・実装コーディネート業務

2. 目的

現在、整備に向けた検討を進めている中心部震災メモリアル拠点（以下「中心部拠点」という）は、多様な主体との連携により災害を乗り越えるための知恵や術の創造を生む活動や交流の場であり、災害文化※が定着した新たな生活スタイルを呼びかける「災害文化の創造拠点」を目指している。

本事業は、中心部拠点が担う災害文化の「創造」「実装（定着）」事業を、将来的な事業展開のパイロット事業として、施設整備に先行して実施するものである。

災害文化が定着した社会の実現には、防災・減災活動も重要であるが、衣食住のような基本的要素や、趣味やレジャーを含む生活の中に、「災害は発生する」との意識と「災害を乗り越えるスキル」が組み込まれていることが肝要である。本事業では、日常生活における様々な事象をテーマとして、「災害文化の創造・実装」を進めることを目的とする。

※災害文化

- ・仙台市では、「災害は発生するものであるという認識に基づく考え方や行動のあり方、伝承の取組み、防災・減災の具体策など、災害を乗り越えるための知恵や術を持った社会文化」を災害文化と定義している。
- ・自然災害は、いつ、どこで、どのように発生するか正確に予測することができないことから、不測の事態に対応できるスキルを生活の中に文化として定着させることが重要との考えのもと、「災害文化」の創造と実装（定着）を進めることとしている。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 委託業務内容

(1) 企画検討

上記目的の達成に資するため、市民の日常生活に役立つ具体的な災害文化の事例を検討し、実行すること。また、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、分析・整理し、有益な提案を積極的に行うとともに、仙台市と連携・調整を図りながら業務を行うこと。

(2) 総合調整

ア. 進捗管理

業務開始時点において、プロジェクト計画書、全体スケジュール、その他本業務に必要な資料を作成すること。また作業の進捗状況や仙台市が必要と認める項目について、発注者の求めに応じ、随時、報告や業務内容に関する資料を提出すること。

イ. 記録

受注者は、本市と必要な打ち合わせを実施した際は、議事録を作成し仙台市に提出すること。

(別紙1)

(3) 災害文化の創造・実装事業

生活者目線に立ち、災害文化の発見や創造を行い、日常生活に組み込む(実装)実例となる企画を行うこと。企画実施に際しては、従来から防災関係の活動を行っている市民や団体以外の関心を惹く手法を取り入れること。

(4) 映像制作

ア. 災害文化の実例や魅力、「生活への役立ち度」が分かる映像を制作する。制作する動画は、仙台市公式動画チャンネル「せんだい Tube」に掲載することを前提とし、市民の興味・関心を引くものとする。ただし、詳細については、本市と調整のうえ決定する。

(5) 各種広報

ア. 活動状況の発信

紙媒体や電子媒体等を活用し定期的に活動状況を発信すること。

イ. 仙台防災未来フォーラムなどでの活動成果の発信

(6) 成果品作成および納品

ア. 本業務に係る報告書を作成し、A4簡易製本1部及び電子データにより提出すること。

イ. (3)で制作した動画のデータを提出すること。

なお、上記業務内容は、プロポーザルでの企画提案内容をもとに、仙台市まちづくり政策局防災環境都市推進室と十分に協議を行い、決定するものとする。

5. 本事業実施における留意事項

(1) 取り組みを随時発信するとともに、多様な市民の参画を促すこと。

(2) 市民が参画しながら、「楽しい」「役立つ」など前向きな受容を促すような事業展開とすること。

6 履行方法

(1) 受注者は、本業務の履行にあたり、業務担当者を選任し、仙台市に報告すること。

(2) 本業務の履行にあたっては、本市及び受託者は十分な連絡を取り合い、その都度進捗状況を確認するものとする。また、受託者は事業の進捗を定期的に仙台市に報告すること。

(3) 本業務の実施に関して、他の業者と打合せを行った場合には、その内容を書面にて速やかに仙台市に報告すること。

(4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、仙台市と協議の上、指示を受けること。

7 報告事項

履行期間中において、本事業効果の検証に関するデータ提供や分析について、必要な項目をあらかじめ仙台市と協議の上、適宜報告すること。

8 著作権等の取扱い

(1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。

(2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者

(別紙1)

の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。

(4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

9 その他

(1) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を洩らし、または自己の利益のために利用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。

(2) 成果物（業務履行過程に得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写または譲渡してはならない。ただし、仙台市の承諾を得た場合はこの限りではない。